

《参考資料》

資料 14 常勤嘱託職員の退職金支給状況（平成 11 年度）

単位：団体数

		支給有	支給無	対象なし
退職手当	公益法人	11	14	16
	株式会社	4	13	6
	計	15	27	22
支給月数上限	4 月（最高）～報酬月額×在職年数×0.5（最低）			

注：常勤嘱託職員とは、都や団体の正規職員を退職した人が、フルタイムで働く職員として 1 年契約で雇用される職員のことをいい、最高 4 回まで更新できる。